

学校感染症による出席停止の手順について

千葉市立新宿中学校

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動に大きな影響を及ぼすことになります。そのため学校保健安全法では、感染症の予防のために出席停止（第19条）等の措置を講じることとされております。

対象となる感染症の種類、出席停止の期間の基準は、学校保健安全法施行規則（第18・19条）に規定されております（2ページ参照）。

医師により2ページ記載の感染症と診断をされた場合は、以下のフローチャートに従い、対処をお願いします。

医師により2ページ記載に該当する感染症と診断された

学校に連絡する（すぐーるでの連絡可）

医師の指示のもと、必要期間療養する

※出席停止期間は、2ページ記載の基準を元に主治医が判断します。

※この間は、出席停止となり、欠席扱いにはなりません。

症状回復

※症状回復とは、2ページ記載の該当する感染症の出席停止基準が全て満たされていることをさします。

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・手足口病・ヘルパンギーナ の場合（表1）

該当する感染症の「療養報告書」を保護者が記載して、登校再開時に学校に提出する。

〈注意〉

- ① 報告書のチェック項目についてよく確認し、すべての項目が満たされてからの登校をお願いします。
- ② 記入不備や忘れた場合は、確認の連絡をさせていただきます。
- ③ 登校後のお子様の体調によっては、学校長の判断で停止期間の延長をお願いする場合があります。
- ④ 登校許可の証明は、これまでのように医療機関が発行した書類でも構いませんが、この場合は、文書料が発生する可能性がありますので、ご注意ください。

左記以外の学校感染症の場合

「登校許可証明書（千葉市版）」に医師の記載をいただき、登校再開時に学校に提出する。

〈注意〉

医療機関により文書料が異なります。

[インフルエンザにおける療養報告書.pdf](#)
[新型コロナウイルス感染症における療養報告書.pdf](#)
[臨時療養報告書（手足口病・ヘルパンギーナ）.pdf](#)
[登校許可証明書\(千葉市版\).pdf](#)

各種療養報告書および登校許可証明書は、千葉市教育委員会保健体育課のホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。また、千葉市医師会のご協力により、千葉市医師会加入の医療機関にも常備してあります。学校でも配布しておりますので、お声がけください。

おもな学校感染症と出席停止期間の基準

令和6年10月1日現在

基準日数の数え方：発症した日や症状が軽快した日の翌日を1日目として起算する

表1 療養報告書を提出する感染症

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
手足口病	全身状態が安定している場合
ヘルパンギーナ	

表2 おもな感染症と出席停止期間

麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症	
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	抗生剤内服開始後24時間以上経過し、発熱、発しん等の諸症状が回復するまで
A型肝炎	肝機能が正常になるまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢症状が軽快し、全身状態が回復するまで
マイコプラズマ感染症	解熱し、咳が軽快するまで
伝染性紅斑（りんご病）	発しん期には感染力がないため、全身状態のよい者は登校可能
伝染性膿痂疹（とびひ）	患部を覆えれば登校可能。覆えない場合は痂皮が脱落するまで

表3 その他 治癒するまで出席停止

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、急性灰白髄炎（ポリオ）、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）

表4 その他 病状により医師が感染のおそれが認めるまで出席停止

コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス
